

堺市教職員懲戒等審査会 審査概要

1 日時

令和4年10月20日（木曜）午後4時から午後5時40分まで

2 場所

堺市役所高層館10階 教育委員室

3 内容

(1) A校について

案件	事案概要	答申結果
1	勤務する中学校において、本市「調査書作成・点検マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づく「調査書作成担当者」であったが、マニュアルを十分に理解せず、また、調査書作成作業において、マニュアルを参照しながら行わず、調査書作成データの誤入力が発生させた。また、点検資料についても、教頭から何度も指導を受けながら理解に至らず、担任等に誤った指示で点検させるなど、誤記載を誘発した。	減給 10分の1 4月
2	勤務する中学校において、マニュアルに基づく「学籍・成績管理者」であったが、調査書作成工程を十分理解しておらず、点検の際、本市の学籍・成績管理システムである「子どもサポートシステム」にある資料との点検確認すべきところ、資料の出元の確認を怠り、誤記載を発見できなかった。	減給 10分の1 4月
3	調査書作成の最高責任者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	減給 10分の1 2月
4	マニュアルに位置付けられた事務の総括者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	減給 10分の1 2月

(2) B校について

5	勤務する中学校において、マニュアルに基づく「調査書作成担当者」であったが、調査書作成作業において最も重要であるパソコン作業を誤り、マニュアル通りの点検作業をすることを怠った。	減給 10 分の 1 4 月
6	勤務する中学校において、マニュアルに基づく「学籍・成績管理者」であったが、被処分者 5 に作業を委ね、自身が担っている職責を果たさず、誤記載を発見できなかった。	減給 10 分の 1 4 月
7	調査書作成の最高責任者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	減給 10 分の 1 2 月
8	マニュアルに位置付けられた事務の総括者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	減給 10 分の 1 2 月

(3) 当時の教育委員会事務局職員について

9	令和元年度から令和 3 年度まで教育委員会事務局における進路指導事務担当課長を務めていたが、その間毎年発生していた調査書誤記載事案に対し、要因の掘り下げが不十分であり、担当課として行った対策は、マニュアルの遵守を学校に指導するのみで、根本的な対策を講じなかった。	戒告
---	---	----